

○山口県警察における個人情報の管理に関する訓令

平成18年3月24日

本部訓令第7号

山口県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）、山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年山口県公安委員会規則第4号）、山口県個人情報保護条例第十六条第三号ハの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成18年山口県公安委員会規則第5号）及び山口県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年山口県警察本部告示第24号）に定めるもののほか、山口県警察（以下「県警察」という。）における個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「個人情報」とは、条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この訓令において「個人情報取扱事務」とは、条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。

3 この訓令において「公文書」とは、条例第2条第4項に規定する公文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第3条 県警察に、総括個人情報管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 個人情報の管理に関する法令等の整備に関すること。

(2) 個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、個人情報の管理状況について、実地に監査し、及び第5条に規定する個人情報管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報管理者)

第4条 県警察に、副総括個人情報管理者を置き、警務部警察県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐する。

(個人情報管理者)

第5条 各所属に、個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 所属における個人情報の管理に関する事務の指導教養に関すること。

(2) 所属における個人情報の管理状況の点検及びその結果に基づく是正措置

に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、所属における個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報保護事務担当者)

第6条 個人情報管理者は、別に定めるところにより、所属職員のうちから、個人情報保護事務担当者を指名する。

2 個人情報保護事務担当者は、個人情報管理者の命を受け、当該所属が管理する個人情報の適切な取扱いに必要な事務を行うほか、条例の運用に関する連絡調整を担当するものとする。

3 個人情報管理者は、個人情報保護事務担当者を指名したときは、その官職及び氏名を副総括個人情報管理者に報告するものとする。

(適正管理)

第7条 職員は、総括個人情報管理者、副総括個人情報管理者及び個人情報管理者の指示に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 職員は、個人情報取扱事務の用に供する名簿、台帳、一覧表、リスト等の個人情報が記録された公文書を保管するときは、施錠設備のある保管庫等で行うものとする。

(廃棄等)

第8条 保有の必要がなくなった個人情報を消去し、又はこれが記録されている公文書を廃棄するときは、復元又は判読が不可能となるような方法により、消去し、又は廃棄しなければならない。

(事故発生時等の措置)

第9条 個人情報管理者は、漏えいその他個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに、総括個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

2 個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、前項の規定による調査の結果に基づき、個人情報の管理方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 警察業務に係る情報の処理を行う電子計算機で個人情報を取り扱う場合は、この訓令に定めるもののほか、当該処理を行うに当たって定められた法令等を遵守し、個人情報の管理の徹底を図るものとする。

附 則 (平成18年3月24日本部訓令7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月24日本部訓令25号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。